

特に定めた契約条件

1. この業務は、令和6年度から令和7年度にわたるものである。
2. この業務に係る令和6年度の支払いは、12,000,000円を限度とし、残額は令和7年度に支払う。
3. 前払金の額は、委託料の10分の3以内の額とし、以下の算定に基づき各年度ごと分割して支払う。

$$\text{各年度の前払金の支払額} \leq \text{前払金総額} \times \frac{\text{当該年度の支払限度額}}{\text{請負代金額}}$$

4. 発注者は、予算上の理由及び変更等により第2項又は第3項に規定する支払額を変更することができる。